

# 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入支援事業実施要綱

平成 30 年 4 月 2 日 30 福保高施第 30 号

一部改正平成 31 年 3 月 29 日 30 福保高介第 2547 号

## 第 1 実施目的

本事業は、開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進するとともに、外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）を受け入れる東京都内の介護保険施設等（以下「受入施設」という。）において、技能実習生が介護職種としての技能等の修得が円滑に実施されることにより、受入施設の利用者等と適切にコミュニケーション能力を確保し介護サービスの質を担保することを目的とする。

## 第 2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

## 第 3 実施方法

都は、次の要件を満たす法人に本事業の一部を委託して実施することができる。

- 1 介護保険サービス全般について、幅広い知識・情報を備えていること。
- 2 福祉保健医療を担う人材育成に関する豊富な知識・ノウハウを有していること。

## 第 4 用語の定義

### 1 実習実施者

都内において老人福祉法及び介護保険法関係の施設を適正に運営し、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に基づき技能実習計画の認定を受けた法人

### 2 技能実習

上記 1 に定める実習実施者が、技能実習法による外国人技能実習機構に認定を受けた技能実習計画に基づき実施する、技能実習生の介護職種としての技能等の習得に資する日本語学習及び介護技能等

## 第 5 事業内容

都は、実習実施者が、以下に掲げる 1、2 及び 3 の内容の技能実習に要する経費を支給する場合に、支給に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。

- 1 受入施設における技能実習生の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）。ただし、技能実習法に基づく第 2 号技能実習として日本語能力試験 N 3 相当の検定に必要な範囲とする。
- 2 介護分野の専門知識の学習（介護職員初任者研修課程等）。ただし、技能実習法に基づく第 2 号技能実習の技能検定に必要な範囲とする。
- 3 上記 1 及び 2 を実施するうえで必要と認めるもの。

## 第 6 秘密の保持

この事業の実施主体及び受入施設の職員等は、事業遂行上知り得た個人情報について、当該業務以外に用いてはならない。

## 第7 その他

第1から第6に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則（平成30年4月2日 30福保高施第30号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月29日 30福保高介第2547号）